

リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議設置要綱

(目的)

第1条 リニア中央新幹線の「三重・奈良・大阪ルート」を前提とした詳細なルート・駅位置の早期確定及び早期の全線開業に向け、三重・奈良・大阪の行政課題を共有し、連携をより深めることを目的としてリニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の課題や取組等について連絡、協議、調整等を行う。

- (1) リニア中央新幹線三重・奈良・大阪間の建設工事に関すること
- (2) リニア中央新幹線三重・奈良・大阪間における駅周辺のまちづくりに関すること
- (3) リニア中央新幹線三重・奈良・大阪間の広報・啓発に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、三重県、奈良県及び大阪府のいずれかの提案により招集する。

(庶務)

第5条 会議に関する庶務は、奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

この要綱は、令和8年1月27日から施行する。

別表（第3条関係）

メンバー

三重県 地域連携・交通部長

奈良県 県土マネジメント部長

大阪府 都市整備部長

国土交通省 鉄道局次長

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部副本部長